

②名称	<b>African Regional Intellectual Property Organization (ARIPO)</b> <b>アフリカ広域知的財産機関 (AP)</b>				
③所在地	P.O.Box 4228, 11 Natal Road, Belgravia, Harare				
④連絡先	(電話) (263) 731 559 987		(FAX) (263 4) 0242 794 072		
	(E-mail) mail@aripo.org; registry( (internet)		www.aripo.org		
⑤組織の長	Director General:				
	<b>Mr. Fernando Dos Santos</b> (国籍:モザンビーク共和国)				
⑥沿革	(1) 1976年12月、ルカサ(ザンビア)での外交官会議で採択された工業所有権機関設立に関する協定(ルカサ協定)を起源とする。このルカサ協定は、1978年に発効した。				
	(2) ルカサ協定は、1986年に「アフリカ広域工業所有権機関(ARIPO)の設立に関する協定」に改定。				
	(3) ルカサ協定に基づき1982年にARIPOの枠内で特許及び意匠に関する議定書がハラレ(ジンバブエ)で採択され、この議定書により、ARIPO事務局を通して、議定書締約国のために特許を付与し、意匠を登録し、特許及び意匠を管理する権限が与えられている。ARIPO制度は、付加的で、加盟国の国内制度にとって代るものではない。リビア共和国が、2010年3月24日にARIPOの加盟国となった。 ハラレ議定書の締約国: ボツワナ、ガンビア、ガーナ、ケニア、レソト、マラウイ、モザンビーク、スーダン、シェラレオネ、スワジランド、タンザニア、ウガンダ、ザンビア、ジンバブエ、ナミビア、ソマリア、リベリア及びルワンダ(以上、18国) サントメ・プリンシペ				
	また、ARIPOには、オブザーバーとして、アンゴラ、アルジェリア、ブルンジ、エジプト、エリトリア、エチオピア、リベリア、リビア、モーリシャス、ナイジェリア、ルワンダ、セーシェル、南アフリカ及びチュニジアの14国が参加している。				
	(4) 2001年に改正のハラレ議定書に、実用新案の付与が規定された。				
	(5) ルカサ協定に基づき、1993年、バンジュールにおいて標章に関するバンジュール議定書が採択され、れ、この議定書は、加盟国のうち指定された国において有効な標章を、ARIPO事務局が登録する、と規定している。この議定書に拘束される国は、次の締約国である。 バンジュール議定書の締約国: ボツワナ、レソト、マラウイ、ナンビア、スワジランド、タンザニア、ウガンダ、ジンバブエ及びリベリア(以上、9国) サントメ・プリンシペ				
⑦所管	(6) 上記のバンジュール議定書は、2004年11月13日の閣僚会議において改正され、またハラレ議定書は、2006年11月24日のARIPO管理委員会において改正された。				
	特許、実用新案、意匠、商標、著作権、伝統的知識				
⑩加盟条約	WIPO	ベルヌ	ブリッセル	フィルム登録	マドリッド(原産地表示)
	ナイロビ(オリンピック)	パリ	PLT	レコード保護	ローマ
	シンガポール	TLT	ワシントン	WCT(著作権)	WPPT(実演及びレコード)
	ブタペスト 1998/11/10	ヘーグ			リスボン
		ロンドンアクト	ヘーグアクト	ジュネーブアクト	
	マドリッド(標章)	マドプロ	PCT	ロカルノ	ニース
	ストラスブール	ウィーン	WTO		

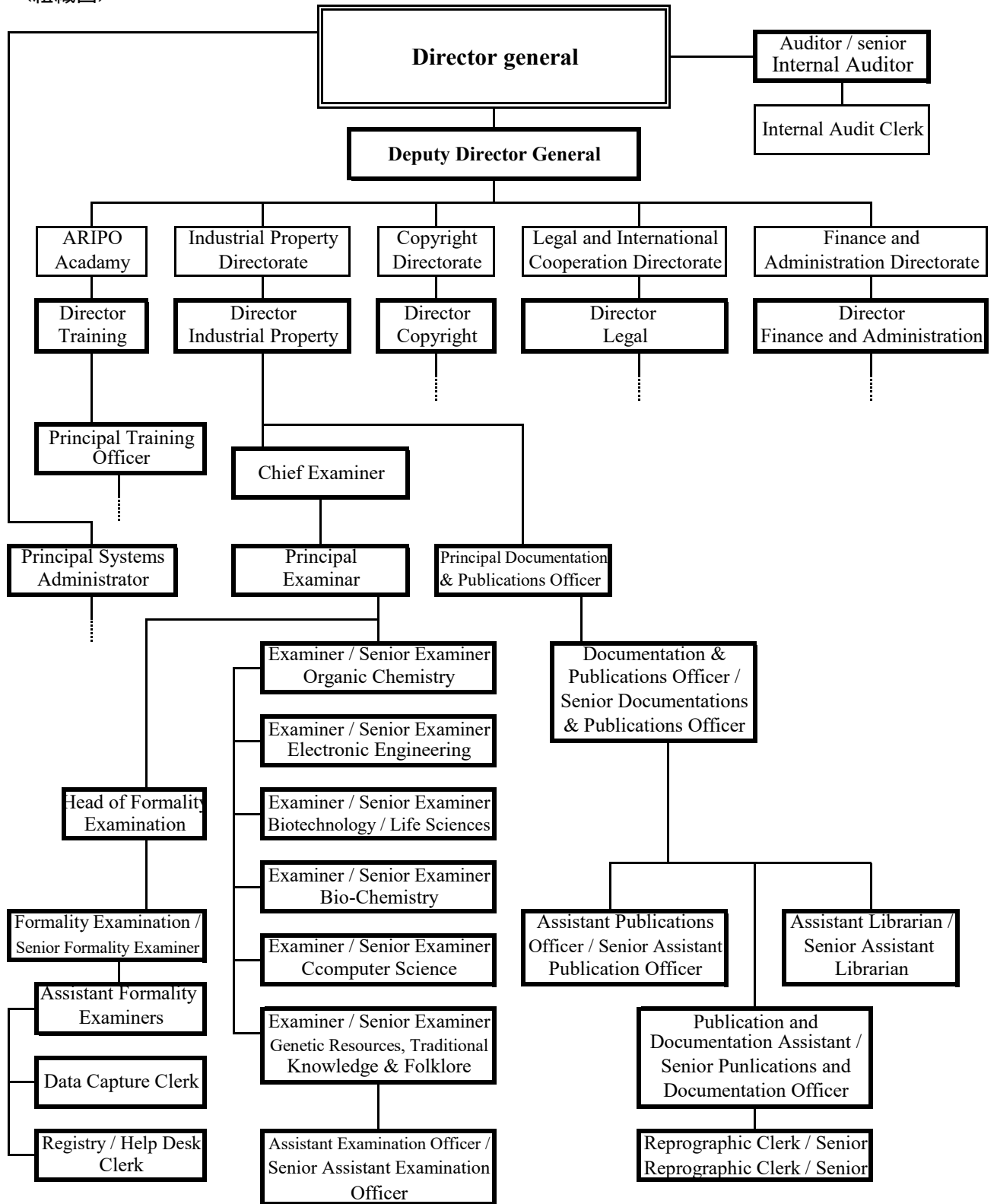
②名称	African Regional Intellectual Property Organization (ARIPO) アフリカ広域知的財産機関 (AP)					
①統計データ	出願件数		2017年	2018年	2019年	2020年
	特許	全数	747	831	868	754
		(内 外国出願)				
		(内 日本から)	26	25	41	49
	(内 PCTルート)	701	772	816	705	
	実用新案	全数	17	42	24	14
		(内 外国出願)				
	意匠	全数	90	111	76	87
		(内 外国出願)				
		(内 日本から)	4	7	1	
	商標	全数	381	368	408	342
		(内 外国出願)				
		(内 日本から)	1		2	2
	登録件数		2017年	2018年	2019年	2020年
	特許	全数	451	282	245	443
		(内 外国出願)				
		(内 日本から)	19	10	5	15
	(内 PCTルート)	436	266	236	421	
	実用新案	全数	8	2	12	3
		(内 外国出願)				
	意匠	全数	69	67	66	71
		(内 外国出願)				
		(内 日本から)	5	3	1	3
商標	全数	195	299	226	200	
	(内 外国出願)					
	(内 日本から)	1	5	1		
(出典): WIPO IP Statistics						

②名称

**African Regional Intellectual Property Organization (ARIPO)**  
**アフリカ広域知的財産機関 (AP)**

⑫ 組織

<組織図>



(出典) : ARIPO HP / ARIPO Organizational Chart

①名称	African Regional Intellectual Property Organization (ARIPO) アフリカ広域知的財産機関 (AP)																																																			
特許制度	②最新特許法の施行年月日	2006年11月24日改正 (2006年11月24日改正のハラレ議定書)																																																		
	③地理的効力の範囲	2006年11月24日改正 (2006年11月24日改正のハラレ議定書・施行規則)																																																		
	④他国制度との関係	ボツワナ、ガンビア、ガーナ、ケニア、レソト、マラウイ、ナミビア、ソマリア、スーダン、ウガンダ、シエラレオネ、モザンビーク、スワジランド、ザンビア、ジンバブエ、タンザニア、リベリア、ルワンダ サントメ・プリンシペ																																																		
	⑤出願人資格	ルカサ協定加盟国に協定の効力が及ぶ。																																																		
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	発明者、承継人(自然人、法人)及びその他(代表者) 議定書施行規則5(5)(e)																																																		
	⑦出願言語	要。出願人がARIPOの締約国内に非居住又は事業所を有していないときは、ARIPOの締約国の国内の産業財産庁に対して出願人の代理が認められた代理人を選任しなければならない。 (議定書第2条(4))																																																		
	⑧特許権の存続期間及び起算日	英語。 (議定書施行規則5(2))																																																		
	⑨新規性の判断基準	出願日から20年。 (議定書第3条(11))																																																		
	⑩グレースピリオド	内外国公知、内外国刊行物 (議定書第3条(10))																																																		
	⑪非特許対象	有。公認の博覧会における展示による開示日から6ヶ月。 (議定書第3条(10))																																																		
	⑫実体審査の有無及び審査事項	(各加盟国の国内法に委ねられている)																																																		
	⑬審査請求制度の有無	有。方式要件を満たしているものについては、ARIPO事務局が新規性及び特許性についての調査を自ら行って、又はEPO等の外国で行なうように調査の手配を行っている調査報告書及び審査報告書により審査が行われ、特許が付与される。 (議定書施行規則18(2))																																																		
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。																																																		
	⑮出願公開制度の有無	無。																																																		
	⑯異議申立制度の有無	有。出願日から18月経過後に公開される。 (議定書施行規則19の2)																																																		
	⑰無効審判制度の有無	無。																																																		
	⑱実施義務	無。(各加盟国の国内法に委ねられている)																																																		
	⑲費用 単位 US\$	<p>[出願から登録までに掛かる費用]</p> <p>出願料 250 US\$  指定国料 75 US\$(1指定国につき)  審査報告料 250 US\$  調査報告料 250 US\$  発行料 300 US\$  15 US\$(30頁超の各頁につき)  40 US\$(10超の各クレームにつき)  登録料 300 US\$</p> <p>[特許権維持に掛かる費用]</p> <table border="1"> <tr> <td>年金</td> <td>1年次</td> <td>40 US\$</td> <td>8年次</td> <td>180 US\$</td> <td>15年次</td> <td>320 US\$</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2年次</td> <td>60 US\$</td> <td>9年次</td> <td>200 US\$</td> <td>16年次</td> <td>370 US\$</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3年次</td> <td>80 US\$</td> <td>10年次</td> <td>220 US\$</td> <td>17年次</td> <td>420 US\$</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4年次</td> <td>100 US\$</td> <td>11年次</td> <td>240 US\$</td> <td>18年次</td> <td>470 US\$</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5年次</td> <td>120 US\$</td> <td>12年次</td> <td>260 US\$</td> <td>19年次</td> <td>520 US\$</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6年次</td> <td>140 US\$</td> <td>13年次</td> <td>280 US\$</td> <td>20年次</td> <td>570 US\$</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7年次</td> <td>160 US\$</td> <td>14年次</td> <td>300 US\$</td> <td colspan="2">(料金は各指定国につき)</td> </tr> </table>		年金	1年次	40 US\$	8年次	180 US\$	15年次	320 US\$		2年次	60 US\$	9年次	200 US\$	16年次	370 US\$		3年次	80 US\$	10年次	220 US\$	17年次	420 US\$		4年次	100 US\$	11年次	240 US\$	18年次	470 US\$		5年次	120 US\$	12年次	260 US\$	19年次	520 US\$		6年次	140 US\$	13年次	280 US\$	20年次	570 US\$		7年次	160 US\$	14年次	300 US\$	(料金は各指定国につき)	
年金	1年次	40 US\$	8年次	180 US\$	15年次	320 US\$																																														
	2年次	60 US\$	9年次	200 US\$	16年次	370 US\$																																														
	3年次	80 US\$	10年次	220 US\$	17年次	420 US\$																																														
	4年次	100 US\$	11年次	240 US\$	18年次	470 US\$																																														
	5年次	120 US\$	12年次	260 US\$	19年次	520 US\$																																														
	6年次	140 US\$	13年次	280 US\$	20年次	570 US\$																																														
	7年次	160 US\$	14年次	300 US\$	(料金は各指定国につき)																																															

①名称	<p style="text-align: center;">African Regional Intellectual Property Organization (ARIPO)            アフリカ広域知的財産機関 (AP)</p>	
	⑩ 料金減免措置の有無	有。オンラインでの出願には出願料が20%減額される
	⑪ PCTにおける国内料金減額措置の有無	無。

①名称	<b>African Regional Intellectual Property Organization (ARIPO)</b> <b>アフリカ広域知的財産機関 (AP)</b>	
実用新案制度	②最新実用新案法の施行年月日	2006年11月24日改正（2006年11月24日改正のハラレ議定書）
	③地理的効力の範囲	ボツワナ、ガンビア、ガーナ、ケニア、レソト、マラウイ、ナミビア、ソマリア、スーダン、ウガンダ、シエラレオネ、モザンビーク、スワジランド、ザンビア、ジンバブエ、タンザニア、リベリア、ルワンダ サントメ・プリンシペ
	④他国制度との関係	ルカサ協定加盟国に協定の効力が及ぶ。
	⑤出願人資格	考案者、承継人(自然人、法人)及びその他(代表者) (議定書施行規則5(5)(e), 9の2)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。出願人がARIPOの締約国内に非居住又は事業所を有していないときは、ARIPOの締約国の国内の産業財産庁に対して出願人の代理が認められた代理人を選任しなければならない。 (ハラレ議定書第2章(4))
	⑦出願言語	英語。 (議定書施行規則5(2), 9の2)
	⑧実用新案権の存続期間及び起算日	出願日から10年。 (議定書第3条の3(10))
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物 (議定書第3条の3(1))
	⑩グレースピリオド	無。
	⑪不登録対象	(各加盟国の国内法に委ねられている)
	⑫実体審査の有無及び審査事項	有。方式要件を満たしているものについては、実体審査が行われる。 (議定書第3条の3(5))
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮出願公開制度の有無	無。出願公開制度ではないが、出願は、登録後、公報により公告(公開)される。
	⑯異議申立制度の有無	無。
	⑰無効審判制度の有無	無。
	⑱実施義務	無。(各加盟国の国内法に委ねられている。)
	⑲費用 単位 US\$	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料 100 US\$ 指定国料 20 US\$(1指定国につき) 登録・発行料 50 US\$  [実用新案権維持に掛かる費用] 年金 1年次 20 US\$ 5年次 40 US\$ 9年次 70 US\$ 2年次 25 US\$ 6年次 45 US\$ 10年次 80 US\$ 3年次 30 US\$ 7年次 50 US\$ (料金は各指定国につき) 4年次 35 US\$ 8年次 60 US\$
	⑳料金減免措置の有無	有。オンラインでの出願には出願料が20%減額される
	㉑PCTにおける国内料金減額措置の有無	無。

①名称	African Regional Intellectual Property Organization (ARIPO) アフリカ広域知的財産機関 (AP)																																	
意匠制度	②最新意匠法の施行年月日	2006年11月24日改正 (2006年11月24日改正のハラレ議定書)																																
	③地理的効力の範囲	2006年11月24日改正 (2006年11月24日改正のハラレ議定書・施行規則) ボツワナ、ガンビア、ガーナ、ケニア、レソト、マラウイ、ナミビア、ソマリア、スーダン、ウガンダ、シェラレオネ、モザンビーク、スワジランド、ザンビア、ジンバブエ、タンザニア、リベリア、ルワンダ サントメ・プリンシペ																																
	④他国制度との関係	ルカサ協定加盟国に協定の効力が及ぶ。																																
	⑤出願人資格	創作者、承継人(自然人、法人)、その他(代表者) (議定書施行規則5(5)(e), 9)																																
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。出願人がARIPOの締約国内に非居住又は事業所を有していないときは、ARIPOの締約国の国内の産業財産庁に対して出願人の代理が認められた代理人を選任しなければならない。 (ハラレ議定書第2条(4))																																
	⑦出願言語	英語 (議定書施行規則5(2), 9)																																
	⑧意匠権の存続期間及び起算日	出願日から10年 (議定書第4条(6))																																
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物																																
	⑩「グレース・ピリオド」	有。公認の博覧会における展示による開示日から6ヶ月。																																
	⑪不登録対象	(各加盟国の国内法に委ねられている)																																
	⑫実体審査の有無及び審査事項	無。ARIPO事務局において方式要件のみが審査され、登録の可能性についての審査は各加盟国に委ねられている。(議定書第4条)																																
	⑬審査請求制度の有無	無。																																
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。																																
	⑮部分意匠制度の有無	無。議定書には規定はないが、各加盟国に委ねられて、通常の意匠と同様に保護されている。																																
	⑯関連意匠制度の有無	無。																																
	⑰「組物」の意匠制度の有無	無。																																
	⑱意匠分類	国際分類(ロカル分類)を採用している。(ロカルノ協定には未加盟)																																
	⑲出願公開制度の有無	無。出願公開制度はないが、出願は登録後、ARIPO公報により公告(公開)される。																																
	⑳秘密意匠制度の有無	無。																																
	㉑異議申立制度の有無	無。規定にはないが、関係する指定国の国内法に基づいて異議申立を行なうことができる。																																
	㉒無効審判制度の有無	無。																																
	㉓登録表示義務	無。(各加盟国の国内法に委ねられている。)																																
	㉔ 費用 単位 US\$	<p>[出願から登録までに掛かる費用]</p> <table border="1"> <tr> <td>出願料</td> <td>50 US\$</td> </tr> <tr> <td>指定国料</td> <td>10 US\$(1指定国につき)</td> </tr> </table> <p>[意匠権維持に掛かる費用]</p> <table border="1"> <tr> <td>存続期間</td> <td>1年次</td> <td>10 US\$</td> <td>5年次</td> <td>18 US\$</td> <td>9年次</td> <td>32 US\$</td> </tr> <tr> <td>更新料</td> <td>2年次</td> <td>12 US\$</td> <td>6年次</td> <td>20 US\$</td> <td>10年次</td> <td>36 US\$</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3年次</td> <td>14 US\$</td> <td>7年次</td> <td>24 US\$</td> <td colspan="2">(料金は各指定国につき)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4年次</td> <td>16 US\$</td> <td>8年次</td> <td>28 US\$</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>	出願料	50 US\$	指定国料	10 US\$(1指定国につき)	存続期間	1年次	10 US\$	5年次	18 US\$	9年次	32 US\$	更新料	2年次	12 US\$	6年次	20 US\$	10年次	36 US\$		3年次	14 US\$	7年次	24 US\$	(料金は各指定国につき)			4年次	16 US\$	8年次	28 US\$		
出願料	50 US\$																																	
指定国料	10 US\$(1指定国につき)																																	
存続期間	1年次	10 US\$	5年次	18 US\$	9年次	32 US\$																												
更新料	2年次	12 US\$	6年次	20 US\$	10年次	36 US\$																												
	3年次	14 US\$	7年次	24 US\$	(料金は各指定国につき)																													
	4年次	16 US\$	8年次	28 US\$																														

①名称	<p style="text-align: center;">African Regional Intellectual Property Organization (ARIPO)          アフリカ広域知的財産機関 (AP)</p>	
	②⑤ 料金減免措置の有無	有。オンラインでの出願には出願料が20%減額される



①名称	African Regional Intellectual Property Organization (ARIPO) アフリカ広域知的財産機関 (AP)	
商標制度	②最新商標法の施行年月日	2004年11月13日施行 (2004年8月13日の閣僚会議で改正のバンジュール議定書)
		2004年11月13日施行 (2004年8月13日の閣僚会議で改正のバンジュール議定書・施行規則)
	③地理的効力の範囲	バンジュール議定書の締約国であるボツワナ、レソト、マラウイ、ナンビア、ウガンダ、スワジランド、タンザニア、ジンバブエ及びリベリアの9国に効力が、サントメ・プリンシペバンジュール議定書の締約国は、この9国であるが、何れの国においてもARIPOでの商標登録を認める、又はその効果を与える国内法制度が未制定である。
	④他国制度との関連	バンジュール議定書に拘束される9国の加盟国に協定の効力が及ぶ。
	⑤商標法の保護対象	商品、役務、団体商標、証明商標 (議定書第3条 3:2)
	⑥商標の種類	文字商標、図形商標、記号商標、立体商標、結合商標、色彩商標 (議定書第3条 3:3、3:4、規則7 7:2、7:3)
	⑦出願人資格	指定する国で商標を使用している又は商標を使用する意思を有する者(自然人、法人)、その他(代表者) (議定書第3条 3:5)
	⑧権利付与の原則	(各加盟国の国内法に委ねられている)
	⑨本国登録要件	無。
	⑩現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。出願人がARIPOの締約国内に居住していないときは、ARIPOの締約国の国内官庁に対して出願人の代理が認められた代理人を選任しなければならない。 (議定書第2条 2:2、2:3)
	⑪出願言語	英語
	⑫商標権の存続期間及び起算日	出願日から10年。その後、10年ごとに無限に更新できる。 (議定書第7条 7:1、7:2)
	⑬グレースピリオド	無。
	⑭不登録対象	加盟国の国内法に従う。
	⑮防護標章制度の有無	無。
	⑯周知商標制度の有無	有。ARIPOの商標法には「周知商標」についての規定はなく、各国の国内法に任されている。周知商標の出願については、各加盟国の対応がARIPOに通知されることになる。
	⑰一出願多区分制度の有無	有。出願段階では、一出願多区分は認められる。ただし、一出願多区分制度を採らない指定締約国は、登録後に国内法に基づき、一登録一区分に分ける旨、宣言することができる。 (規則3 3:1、3:2)
	⑱実体審査の有無及び審査事項	有。(方式要件を満たしているとARIPO事務局は指定国にその旨を通知し、各国の国内法によって審査される) (議定書第6条)
	⑲審査請求制度の有無	無。
	⑳優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	㉑出願公開制度の有無	無。出願公開制度はないが、ARIPO事務局から出願の通知が各指定国に送付されて各指定国において審査が行なわれ、ARIPO事務局は通知の日から12月の期間内に拒絶の通知を受理しなかったとき、又は出願を拒絶後に登録を認めた通知を受けたときは、ARIPO公報により公告(公開)される。
	㉒異議申立制度の有無	有。何人も公告の日から3月間、異議申立を行なうことができる。 (議定書第6条 6:2、6:3)
	㉓無効審判制度の有無	無。登録後の無効(取消)についての審判制度はない。登録後の無効については、指定国の国内法に委ねられている。 (議定書第8条 8:2)
	㉔不使用取消制度の有無	無。各指定国の国内法に委ねられている。 (議定書第8条 8:2)
	㉕商標分類	国際分類(ニース分類)を採用している。(ニース協定には未加盟)

①名称	<b>African Regional Intellectual Property Organization (ARIPO)</b> <b>アフリカ広域知的財産機関 (AP)</b>	
②⑥ 図形要素の分類		国際図形分類(ウィーン分類)を採用している。(ウィーン協定には未加盟)
②⑦ 譲渡要件		無。商標権は、営業とは関係なく、譲渡することができる。 (規則14)
②⑧ 費用 単位 US\$		[出願から登録までに掛かる費用] 出願料 100 US\$(基本出願手数料) 50 US\$(最初の分類についての手数料、各指定国につき) 10 US\$(2番目以降の分類についての追加手数料、各指定国につき) 登録料 100 US\$(指定国毎1分類につき) 50 US\$(2番目以降の分類についての追加手数料、各指定国につき)  [商標権維持に掛かる費用] 存続期間更新料 100 US\$(最初の分類についての手数料、各指定国につき) 50 US\$(2番目以降の分類についての追加手数料、各指定国につき)
②⑨ 料金減免措置の有無		有。オンラインでの出願には出願料が20%減額される